

京丹後市組織・機構編成方針（改訂案）

平成 17 年 10 月策定

平成 22 年 3 月改訂

平成 27 年 3 月改訂

令和 3 年 3 月改訂

令和 7 年 ●月改訂

第 1 はじめに

地方公共団体は、厳しい財政状況や地域経済の状況等を背景に、簡素で効率的な行財政システムを構築し、自らの行財政運営について透明性を高め、公共サービスの質の維持向上に努めるなど、住民との対話の中で自主的に行政改革に取り組むことが求められている。また、人口減少・高齢化・市民ニーズの多様化により、行政に求められる役割は、これまで以上に複雑・高度化している。

本市においては、京丹後市総合計画（以下「総合計画」という。）の中に行財政改革大綱を位置付け、市民ニーズの多様化等に的確に対応するため、限りある行政資源（人・物・金・時間）を効果的に活用する必要があることから、市役所の D X^{※1}を推進し、働き方改革により職員が生き生きと活躍できる日本一働きがいのある職場づくりによる生産性の向上など職員の能力を最大限に生かす人材マネジメントを推進するとともに、行政の迅速で適宜の意思決定及び執行が可能となるような簡素かつ効率的な組織・機構を構築する必要がある。

については、市民一人ひとりの多様なニーズに応え、市民に寄り添った行政サービスを提供するとともに、総合計画に掲げる施策を推進するため、「京丹後市組織・機構編成方針」を定めるものである。

第 2 組織・機構に関する考え方について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 3 及び第 158 条並びに総務省自治行政局長通知（平成 15 年 7 月 17 日付け総行行第 87 号）については、執

※1 市役所の D X …旧来のやり方の見直し、市民向け新サービスの提供、デジタル技術を活用した効率化等による新しい行政モデルの構築

行機関の構成及び運営の原則、内部組織の設置及び編成、編成に当たっての留意点を明らかにしたものであり、これらの規準に基づき京丹後市の組織・機構の在り方を考えるものとする。

1 組織・機構の在り方

市民にとって分かりやすく、簡素かつ効率的な組織・機構を目指すため、本庁機能の集約等に伴う効率的・効果的な業務の推進及び市民サービスの向上につながるとともに、多彩な任用・勤務形態等により、複雑・高度化する課題に対し効率的・効果的な組織・機構を構築する。

2 本庁及び市民局の組織の在り方

本庁及び市民局の組織の在り方については、現状と経過を踏まえ、次のように位置付けるものとする。

(1) 本庁

本庁は、計画の立案、調整、施策・事業の推進等を中心とした機能を担い、加えて市民局で提供する以外の全てのサービスを提供する機関とする。

(2) 市民局

市民局は、市民の身近な窓口サービスの提供を中心とした総合出先機関であるとともに、市民と行政が協働して地域づくりを推進する機能を担うものとする。

3 組織・機構の見直し

京丹後市財政見直し、京丹後市職員人材育成基本方針、京丹後市定員管理計画等の整合を図りつつ、本庁、市民局、外部行政関連施設を問わず、適切な人員配置や事務配分となっているか検証を行う中で、機能重複部署の整理統合、新たな公民連携の推進、事業の選択と集中、スクラップ・アンド・ビルドの考え方の徹底により、行政組織を肥大化させないように不断の見直しを実施し、効率的な行政サービスの提供が可能な組織・機構を構築していくものとする。

第3 組織・機構の編成手法について

組織・機構の編成にあたっては、市民ニーズへの対応（共通目標）、日本一働きたいのある職場づくり（貢献意欲）、効率的・効果的な行政運営（意思疎通）の三要素を念頭に置くとともに、市民ニーズへの対応を起点に、各要素を総合的に踏まえ編

成するものとする。

1 市民ニーズへの対応

- (1) 福祉、保健、医療など行政目的別の組織ではなく、こどもや高齢者など利用者の視点を重視した組織を構築するとともに、ワンストップで応じる体制を充実・強化する。
- (2) 窓口の利便性向上及び産業振興部門等の集約等を図るため、効果的な部署配置を実施する。
- (3) 市民一人ひとりの多様なニーズに応え、市民に寄り添った行政サービスを提供し、利便性の向上を図るため、デジタル化を推進する。
- (4) 多様化する市民ニーズや今後重点的に取り組むべき課題に対し、積極的かつ柔軟に対応できる組織体制を構築する。
- (5) 複雑・高度化する課題に対応するため、ふるさと創生職員、地域おこし協力隊員、副業人材など多彩な任用・勤務形態等により効率的・効果的な組織・機構を構築する。
- (6) 必要な公共サービスを持続的に提供し、地域課題の解決に向けた取組を進めていくため、公民連携を推進するとともに、効果的な情報収集・発信及びスピード感を持った連携事業の実現のため、公民連携推進体制の構築を図る。

2 日本一働きがいのある職場づくり

- (1) 職員の資質向上と能力開発に努め、各種研修を充実し、能力、意欲及び公務品質の向上を図るとともに、定年引上げによる高齢期の職員の知識や技能、経験を最大限活用し次世代へ継承しつつ、人事評価の活用や人材を育てる職場環境を推進し、職員エンゲージメント※²の向上につなげる組織・機構を構築する。
- (2) フリーアドレス※³等の新たな働き方の導入等により、職員が生き生きと働くことができる職場環境の実現に努めるとともに、テレワーク（在宅勤務）等の柔軟な働き方により、職員のワークライフバランスを推進し、モチベーションや生産性の向上につなげる組織・機構の構築を図る。
- (3) AI等のデジタル技術を活用し、業務プロセスを最適化することで職員それぞれの力を最大限に発揮し、働き方改革・生産性の向上を図る。
- (4) 業務の属人化を見直し、多能工化を推進することで、複数名の職員が一つの

※² 職員エンゲージメント…職員の働きがいや、組織に対する思い入れ、愛着など

※³ フリーアドレス…職員が自席を固定せず、業務内容等に応じて適した場所や席を自律的に選択して働くことができるワークスタイル

業務に関わり、負担の均等化等を図るとともに、（仮称）京丹後市版20%ルールなど部等の枠を超えた職員支援等を新たに導入し、業務の効率化・平準化を進める。

- (5) 職員一人ひとりが業務改善・働き方改革を意識し、主体的に実行することにより、働きがいのある職場を実現する。

3 効率的・効果的な行政運営

- (1) 各部局等が主体的に目標設定を行い、達成度を確認することで、行政施策が確実に実現できる組織・機構を構築する。
- (2) 各部局等が目的に応じた組織の形成や予算の編成等、法令の範囲内で、段階的に、市長の権限を部局長等に委譲するとともに、意思決定に関わる職員を効果的に編成することで、迅速で機能的な組織・機構を構築する。
- (3) 各部局等が所掌する計画や施策、事業、課題等を体系的に統括管理し、部局間、職員間等の意思疎通や情報共有を深めながら、政策の実現が有効にマネジメントできる部署及び組織横断的なチーム等の設置をさらに検討し、より一層政策推進に向けた機能の充実を図る。
- (4) 総合計画目標値及び各種重要業績評価指標を施策ごとに検証することで、事務事業の最適化を推進する実施体制を引き続き充実・強化する。
- (5) 災害の発生や疫病の蔓延（まんえん）など突発的な課題に対応するため、危機管理監を中心に、日頃から防災意識の高揚、資器材の整備、機能的な対策本部の設置など危機管理体制の一層の充実を図る。また、業務継続計画（BCP）の策定を通じ、平常時から災害時の課題をリスクとして事前に認識することで、市の防災力向上を図る。
- (6) 災害等の対応のみならず、行政に対する市民からの信頼の喪失を危機ととらえ、組織全体で共通の危機管理意識を共有することが重要であることに鑑み、危機管理マニュアルの整備・充実により日頃から職員の危機管理意識の徹底を図り、効果的な初動体制を確立する中で、危機に迅速に対応できる体制作りをさらに推進する。

第4 外部行政関連施設の在り方について

外部行政関連施設（病院、保育所、認定こども園、小・中学校、消防署及び環境衛

生施設等をいう。)は、その設置目的を効果的に実現することはもとより、市民がより質の高い行政サービスを享受できることを基本に、施設の規模、利用状況、利便性、経済性等を考慮しつつ、各施設について概ね次のとおり管理運営を行うこととする。

1 病院

京都府立医科大学等関係機関との連携のもとで、京都府保健医療計画を踏まえ二つの市立病院が市域の地域包括ケアシステムを支える拠点施設としてさらに活性化する組織づくりを進める。

2 保育所・認定こども園

多様化する保育ニーズに対応するため、こども園の民営化を検討する。また、将来推計児童数等を踏まえて、保育所の統廃合を進める。

3 小・中学校

京丹後市学校適正配置基本計画に基づき、学校規模の適正化を図るため、児童生徒の将来推計人数等を踏まえて、小・中学校の適正配置を進める。また、学校跡施設及び跡地について、地域の活性化につながるよう有効活用を図る。

4 消防署（消防本部）

京丹後市消防整備計画に基づき、市民の生命・財産を守るために、消防力が最大限に発揮できるよう、組織や体制について不断の点検及び見直しを行う。

5 環境衛生施設等

施設の規模、利用状況、利便性、経済性等を考慮して、民間委託等の方策を検討・推進する。

附 則（平成17年10月13日）

この方針は、平成17年10月13日から施行する。

附 則（平成22年3月29日）

この方針は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月18日）

この方針は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月23日）

この方針は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和 7 年●月●日）

この方針は、令和 7 年●月●日から施行する。

【参考】 組織・機構の在り方の規準について

1 執行機関の組織の原則

地方自治法第138条の3では、執行機関についての構成及び運営の原則を規定している。普通地方公共団体（以下単に「地方公共団体」という。）の執行機関の組織は、長の所轄の下にそれぞれ明確な権限を有する執行機関により系統的に構成され、その権限は各々分化しているのであるが、常に相互の連絡調整を図り一体として行政機能を発揮すべきであり、機関相互間の権限につき疑義が生じたときには長がこれを調整するように努めるべきものとされている。

2 内部組織の設置

地方自治法第158条では、地方公共団体の長が、その権限に属する事務を分掌させるために設置する内部組織に関して規定している。この場合において、当該地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとされている。

地方公共団体の長は、内部組織の編成に当たっては、当該地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならないとされている。

3 内部組織の編成に係る留意点

総務省自治行政局長通知（平成15年7月17日付け総行行第87号）では、地方公共団体の内部組織の編成に当たっては、その事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならないものであること。すなわち、組織の改編を行うに当たっては、社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や住民の多様なニーズに即応した施策を総合的かつ機動的に展開できるような見直しを行うとともに、既存の組織についても従来の在り方にとらわれることなく、スクラップ・アンド・ビルドを徹底することとされている。